

はじめに

学校の部活動は、スポーツや芸術等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツや芸術等の振興を大きく支えてきた。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きい。

しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決できない課題が増えている。とりわけ、少子化が進展する中、部活動においては、従前と同様の運営体制のままでは維持することが難しくなってきており、学校や地域によっては存続の危機にある。

将来においても、本市の生徒が生涯にわたってスポーツや芸術を生活に取り入れていく資質・能力を育む基盤として、部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた運動・スポーツや芸術・文化活動を行うことができるよう、速やかに、部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

市教育委員会（以下「市教委」という。）では、栃木県教育委員会（以下「県教委」という。）が平成13年1月に作成した「魅力ある運動部活動～完全学校5日制を踏まえて」や、平成24年3月に作成した「運動部活動指導者ハンドブック～逞しく生きる力の育成を目指して～」をもとに、適切な運動部活動の運営に向けた取組を推進してきた。

このたび、平成30年3月にスポーツ庁が作成した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「国の方針」という。）、平成30年9月に県教委が作成した、「栃木県運動部活動の在り方に関する方針」（以下「県の方針」という。）を受けて、「下野市部活動の方針」（以下「本方針」という。）を策定する。

なお、本方針に示す「部活動」とは、学校の内外を問わず、部活動顧問の指導の下に、生徒に対し行われる全ての活動を指す。

本方針策定の趣旨等

本方針は、下野市立中学校（以下「学校」という。）の部活動（運動部、文化部）を対象とし、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目や活動内容等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ◇知・徳・体のバランスのとれた「生き方」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図ったり、文化的活動の素地を培うことで創造力等を育んだりして、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、スポーツや文化的活動を生活に取り入れていく資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ◇生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- ◇学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
- ◇部活動の実施に際しては生徒の安全を十分に確保すること。

市教委及び学校は、国の方針に則り本方針を参考にしながら、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。
また、本方針は、市内小学校においても準用するものとする。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、本方針に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。その際、学校運営協議会委員等を活用して幅広く意見を聴取し、理解と協力が得られるよう努める。

部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会、コンクール日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会、コンクール参加日等）を作成し、校長に提出する。

イ 校長は上記アの活動方針及び活動計画（年間・月間）等を学校のホームページへの掲載等により、保護者に公表する。

ウ 市教委は、上記イに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行われるよう、県教委が「平成30年9月19日付スポ振第380号 運動部活動に係る方針等の作成について」に示した、各様式を踏まえるように促す。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教職員の数を踏まえ、指導の内容の充実、生徒の安全確保、教職員の長時間労働の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

イ 市教委は、各学校の生徒や教職員の数、校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員^{*1}の任用・配置について積極的に検討する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し適切な指導を行うため、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を迅速かつ適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言葉や体罰はいかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

*1 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学に関する教育活動（学校の教育課程として行われるもの）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中等部及び高等部については当該規定を準用）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合の引率を行う。校長は部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

- ウ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行い、教職員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- オ 市教委は、部活動顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上、並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
- カ 市教委及び校長は、教職員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学省決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付 29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 部活動における安全管理の徹底

- ア 市教委や校長は、部活動について、生徒の安全を第一に、部活動顧問及び外部指導者が安全に対する意識を高められるよう、日頃から活動中に起きた「ヒヤリ・ハット※2」事例を集約し共有するなど安全対策を講じる。
- イ 部活動顧問や外部指導者は、生徒はまだ自分の限界、心身への影響等について十分な知識や技能をもっていないことを前提として、計画的な活動により、各生徒の発達の段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係者等への連絡体制を整備する。

※2 「1件の重大な事故・災害の背後には、29件の軽微な事故・災害があり、その背景には300件の事故につながりかねない、いわゆる「ヒヤリ・ハット」事象がある」という労働災害に対する経験則の一つで「1:29:300の法則」ともいわれている。アメリカの損害保険会社に勤務していたハーバード・ウィリアム・ハインリッヒが1929年に出版した論文の中で発表したことから「ハインリッヒの法則」と呼ばれている。

また、生徒自身が、安全に関する知識や技能について、保健体育等の授業で習得した内容を活用、発展させたり、新たに身に付け、積極的に自分や他人の安全を確保できたりするように指導する。

ウ 部活動中、部活動顧問は生徒の活動に立ち会い、直接指導することを原則とするが、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合は、他の教員と連携、協力したり、あらかじめ部活動顧問と生徒との間で約束された安全面に十分留意した内容や方法で活動させ、部活動日誌等により活動内容を把握したりするようとする。このためにも、部活動顧問は日頃から生徒が練習内容や方法、安全確保のための取組を考え、理解できるような指導を心掛ける。

エ 校長及び部活動顧問は、天候の急変などに備えあらかじめ代替案を準備し、活動時の気象情報を確認して危険と判断される場合には、ためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずる。

また、熱中症事故を予防するために、水分補給や健康観察を適切に実施する。特に高温・多湿時において、「熱中症対策マニュアル（市教委）」等を参考に、暑さ指数（WBGT）が31°C以上（気温35°C以上）の場合には、活動を原則として行わないようにする。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

（1）適切な指導の実施

ア 校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、運動部並びに文化部も含め文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。市教委は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等を踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 部活動顧問は、スポーツ医・科学等の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷等

のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力等の向上につながらないこと等を正しく理解する。その上で、生徒の体力の向上や芸術等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒が燃え尽きることなく、技能や記録の向上等、それぞれの目標を達成できるよう、競技種目や文化的活動の特性を踏まえた、合理的な指導方法の積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 部活動用指導手引きの活用

ア 部顧問は合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うために、中央競技団体等が作成した指導手引きを活用し指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学等の観点から、ジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究^{※3}も踏まえ、以下を基準とする。

① 休養日の設定

ア) 学期中は週当たり 2 日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも 1 日以上を休養日とする。週末に大会、コンクール等に参加し、休養日が確保できない場合は、休養日を他の日に振り替える。)

※3 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成 29 年 12 月 18 日公営財団法人日本体育協会)において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも 1 週間に 1~2 日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16 時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

- イ) 長期休業中は学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動ができるよう、長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。(夏季休業中は学校閉庁日期間を含む7日間、冬季休業中は学校閉庁日の6日間、学年末・学年始休業中は3日間を休養期間とする。)
- ウ) 大会やコンクール(中学校体育連盟・中学校文化連盟主催、または県以上の団体の主催)前において、基準どおりに休養日が確保できない場合には、その前後に代替の休養日を確保し、生徒の身体的な疲労などに留意することにより、長期間連續して活動することができるようにする。

② 活動時間

- ア) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)並びに長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。但し、活動時間には、準備、片付け等の時間を含まない。
- イ) 朝練習を行う場合には、部活動顧問は季節や生徒の通学時間などを考慮しながら、目的をもって短時間で効果的に実施できる計画を立て、生徒の健康、保護者の負担、学校生活や授業に支障のない範囲で実施する。なお、朝練習の時間は、1日の活動時間に含めるものとする。
- ウ) 練習試合等で基準の活動時間を越えて活動する場合には、生徒の健康管理に十分配慮し、1日のうちに休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間にも留意する。なお、練習試合等に伴う移動時間は活動時間には含めない。
- イ 校長は、1(1)に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、国のガイドラインと県の方針を踏まえるとともに、本方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、保護者に公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
- ウ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として定期試験前後の一定期間等、学校全体共通の部活動休養日を設ける。また週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。
- 市としては、職員会議のある水曜日を、原則、平日の休養日とする。

5 部活動における生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化活動の環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

- ア 校長は、学校の実態に応じて、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう環境の整備に努力する。また部活動顧問は、すべての生徒が取り組みやすい環境を作るため、部活動における経済的負担について十分留意する。
- イ 市教委は、少子化に伴い、単一の学校では特定の部活動を設けることができない場合には、生徒の活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

(2) 地域との連携等

- ア 市教委は、生徒のスポーツ・文化活動の環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域がともに子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化活動の環境整備を進める。

6 学校単位で参加する大会やコンクール等の見直し

ア 少子化に伴い、単一の学校では特定の部活動を設けることができない場合もあるが、大会等への参加することは、日常活動の成果や課題を確認できるなど意義があることから、市教委は、合同部活動等の参加の機会など十分に対応できるよう大会主催者側に要請する。

イ 週末等に開催される様々な大会・コンクールに参加することが、生徒や顧問の過度な負担とならないよう、市教委は、学校の部活動が参加する大会・コンクールの全体像を把握し、中学校体育連盟・中学校文化連盟主催する大会・コンクール並びに栃木県体育協会・各市町体育協会が主催する大会以外の大会等の統廃合を、主催者に要請する。

各学校の部活動が参加する大会やコンクール数の上限の目安として、上記の大会・コンクールの他、年間 10 回程度とする。

ウ 校長は、市教委が定める上記イの目安等を踏まえ、生徒への教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度にならないことを考慮して、参加する大会・コンクール等を精査する。

終わりに

各学校においては、安全で効率的・効果的な部活動の運営に心掛け、指導者の資質向上を図るとともに、部活動をとおして、生徒の心身両面にわたる成長と豊かな学校生活が送れるようにする。

本方針は、生徒の視点に立った、学校の部活動改革に向けた具体的な取組について示すものであり、これをもとに、生徒や学校、保護者、関係機関が連携しながら、部活動が持続可能なものとなるよう適切に対応する必要がある。なお、本方針は、必要に応じて見直しを図ることとする。